

市人事委員会へ申し入れ 市労連、組合員の期待に応える勧告を

人事院勧告を受けて市労連は、内容について精査するとともに市人事委員会勧告に向けて取り組みを強めました。そして、8月17日に中田人事委員会事務局長ほか人事委員会代表と団体交渉を行いました。この交渉で人事委員会は、8月7日に示された人事院勧告の内容に触れながら、勧告に向けて較差算定等の作業を進めているとの考え方を示しました。これに対し市労連は、物価高に負けないバランスの取れた賃金改善を申し入れました。

人事委 皆さま方におかれましては、市民福祉の向上のため日々職務に精励いただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。

ご承知のとおり、去る8月7日に、人事院勧告が出されました。

その結果、本年は、月例給については、民間給与が15,056円、率にして3.51%公務員給与を上回り、また特別給については、民間の支給割合が4.72月と公務の年間の支給月数の4.65月を0.07月分上回っており、月例給、特別給とも5年連続の引上げとなりました。

給与改定方針としましては、月例給は、行政職俸給表(一)において、初任給については、一般職、総合職ともに9,500円の引上げとし、また、各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、令和7年を上回る改定を行うこととしています。

また、民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を係長級の官民の給与差をベースに改善するとしています。

その他の俸給表についても、行政職俸給表(一)との均衡を基本に引上げ改定を行うとしています。特別給については、支給月数を0.05月分引上げ、4.70月分とし、期末手当及び勤勉手当それぞれに

均等に配分するとしています。

そのほか、初任給調整手当、宿日直手当、転居に関する手当等の勧告がなされました。

また、勤務時間及び休暇に関し、無給休暇の新設や代休日の指定等の見直しにかかる勧告がなされました。

本委員会では現在、以上のような人事院勧告を踏まえ、また、6月25日にお示しした要請内容に対する考え方をもとに、人事委員会勧告に向けて、較差算定等の作業を進めているところです。

私どもといたしましては、職員の労働基本権制約の代償機関として、民間準拠による適正な給与が確保されるようその使命を全うしてまいりたいと考えております。

市労連 月例給、特別給ともに5年連続の引上げになっており、人事委員会勧告に対する組合員の期待は大きいものがあります。物価高に負けないバランスの取れた賃金改善につながる勧告にしてもらいたい。

勧告の時期については、いつ頃を予定していますか。

人事委 勧告の時期ですが、9月中旬に勧告できるように現在鋭意作業を続けているところでございます。